

【新】

別記
様式第1号

佐倉新町おはやし館使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり佐倉新町おはやし館を使用したいので申請します。

記

使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 目 的	
使 用 人 数	
備 考	

【旧】

別記
様式第1号

佐倉新町おはやし館使用許可申請書

年 月 日

(宛先) **指定管理者**

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり佐倉新町おはやし館を使用したいので申請します。

記

使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 目 的	
使 用 人 数	
備 考	

【新】

様式第2号

佐倉新町おはやし館使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり佐倉新町おはやし館を使用したいので申請します。

記

使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 目 的	
使 用 人 数	
備 考	

【旧】

様式第2号

佐倉新町おはやし館使用許可申請書

年 月 日

(宛先) **指定管理者**

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり佐倉新町おはやし館を使用したいので申請します。

記

使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 目 的	
使 用 人 数	
備 考	

【新】

様式第3号

佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり佐倉新町おはやし館の使用の取消し（変更）を申請します。

記

区 分	変更前	変更後
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
使 用 目 的		
使 用 人 数		
取 消 し（変 更） の 理 由		
備 考		

【旧】

様式第3号

佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可申請書

年 月 日

(宛先) **指定管理者**

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり佐倉新町おはやし館の使用の取消し（変更）を申請します。

記

区 分	変更前	変更後
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
使 用 目 的		
使 用 人 数		
取 消 し (変 更) の 理 由		
備 考		

【新】

様式第4号

佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可書

年 月 日

様

佐倉市長

印

次のとおり佐倉新町おはやし館の使用の取消し（変更）を許可します。

記

区 分	変更前	変更後
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
使 用 目 的		
使 用 人 数		
取 消 し（変 更） の 理 由		
備 考		

【旧】

様式第4号

佐倉新町おはやし館使用取消（変更）許可書

年 月 日

様

指定管理者

印

次のとおり佐倉新町おはやし館の使用の取消し（変更）を許可します。

記

区 分	変更前	変更後
使 用 施 設		
使 用 日 時	年 月 日（曜日）	年 月 日（曜日）
使 用 時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
使 用 目 的		
使 用 人 数		
取 消 し（変 更） の 理 由		
備 考		

【新】

様式第5号

佐倉新町おはやし館使用取消（変更）通知書

年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付けをもって佐倉新町おはやし館の使用を許可しましたが、次の理由により使用の取消し（変更）をしますので通知します。

理由

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して**異議申立て**をすることができます。また、**異議申立て**に対する**決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日**以内に千葉県知事に対して**審査請求**をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（**異議申立て**又は**審査請求**をした場合は、その**異議申立て**又は**審査請求**に対する**決定**又は**裁決の通知を受けた日の翌日から起算して**）6か月以内に、**市**を被告として（**市長が被告の代表者となります。**）、提起することができます。

【旧】

様式第5号

佐倉新町おはやし館使用取消（変更）通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けをもって佐倉新町おはやし館の使用を許可しましたが、次の理由により使用の取消し（変更）をしますので通知します。

理由

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して**審査請求**をすることができます。また、**審査請求**に対する**裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日**以内に千葉県知事に対して**再審査請求**をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（**審査請求**又は**再審査請求**をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その**審査請求**又は**再審査請求**に対する**裁決の通知を受けた日の翌日から起算して**）6か月以内に、**指定管理者**を被告として、提起することができます。